

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和5年度新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種業務委託

### 2 契約相手方

株式会社NTTマーケティングアクトProCX

### 3 随意契約理由

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種（以下「ワクチン接種」という。）については、令和3年2月16日付厚生労働大臣通知「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について」に基づき、全国において令和3年2月17日から実施することとなった。

本業務委託は市民への接種券及び予診票の印刷・発送、相談窓口の運営、接種記録の管理、接種証明書の発行や、医療機関への接種委託料の支払いに関する業務、ワクチン発注量の管理等、広範に及んでおり、市民の安全を確保し円滑な接種を進めるためにはこれら業務を一体的に取り組む必要があることから、NTTマーケティングアクトProCXと「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種業務委託」契約を締結し、令和5年8月31日までを契約期間として業務を実施している。

また、本業務委託においては、これら業務を一体的に取り組むため、市民の接種記録等を管理する本業務に特化したシステムを構築し、そのシステムを使用して接種記録情報等を迅速にデータ化し一元管理しており、その情報に基づきワクチン接種に必要な各種業務を実施している。

令和5年8月9日付厚生労働省事務連絡「今後の新型コロナワクチン接種について（その7）」において、「2023年9月20日から追加接種が可能な全ての者を対象にオミクロン株XBB.1.5対応1価のワクチンを用いた追加接種を実施する」こと等の方針が示され、必要な準備を進めるよう通知があった。

契約相手方の決定については、本来競争入札により行うべきであるが、当該業務を実施するにあたり、委託内容、委託範囲、委託期間等の調整が必要であり、設計書作成期間や入札期間、事業者準備期間を確保した上で競争入札を実施すると、令和5年9月1日からの継続実施が困難となり、市民の生命・身体に大きな影響を及ぼす恐れがある。

以上のことから、令和5年9月1日から当該業務を対応できるのは、市民の接種記録等を管理する本業務に特化したシステムを有している株式会社NTTマーケティングアクトProCXのみであるため、当該事業者と随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項

### 5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課（電話番号：06-6647-0813）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

ICT を用いた禁煙支援事業業務委託（長期継続・概算契約）

### 2 契約の相手方

株式会社 CureApp

### 3 随意契約理由

本業務は、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする 2025 大阪・関西万博に向けた市内全域の路上喫煙禁止に合わせ、禁煙へ取組む機運の上昇を図るものである。

本業務は、本市在住の禁煙を希望する子育て層・妊婦に対し、取り組みやすく効果的である ICT を用いた禁煙支援を行うことにより、禁煙の開始と継続をめざし、ひいては、本市における将来的な喫煙率減少を図ることを目的としている。

本業務の内容は、ICT を活用した禁煙支援の実施と、禁煙支援の普及啓発を行うものであるが、委託事業者が独自に保有するノウハウやネットワークなどの特色を生かした事業を実施することが望ましく、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましい。

よって、提案に対して専門的な見識に基づく有識者の審査、優劣の判断により優れた提案を行う事業者を選定する公募型プロポーザル方式により、契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、上記業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであつたため、その意見を踏まえ、上記業者と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部局

健康局健康推進部健康づくり課（分室）（電話番号：06 - 6226 - 8409）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市健康づくりプロモーション事業企画運営業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社 Godot

### 3 随意契約理由

本業務は、大阪市の健康増進に関する取組みの認知度を高め、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催に向けた健康増進の機運を醸成するとともに、市民に具体的な行動変容を促し、日々の健康増進活動につなげることで、市民の健康寿命延伸をめざすことを目的とするものである。

本業務の発注にあたり、集客イベント業務や検診受診勧奨等にかかる先進的・専門的な知識や経験を有する民間事業者から提案を求め、当該提案に基づき仕様を作成することが、業務の質的向上と予定価格の範囲の中で最大の効果を得ることができる最善の手法であることから、競争入札には適さない。

よって、提案に対して専門的な見識に基づく有識者の審査、優劣の判断により優れた提案を行う事業者を選定する公募型プロポーザル方式により、契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、上記業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、上記業者と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部局

健康局健康推進部健康づくり課（電話番号：06 - 6208 - 9969）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

新型コロナウイルス感染症対策業務にかかる看護師・医師等労働者派遣（概算契約）（その4）

### 2 契約相手方

株式会社メディカル・コンシェルジュ

### 3 随意契約理由

本契約は、新型コロナウイルス対策として、市民及び医療機関等からの電話等相談業務について、保健所に看護師や医師等の派遣を行うものであり、上記相手方は、令和5年9月30日までを契約期間とした本業務について随意契約を締結し、現在労働者を派遣している事業者である。

新型コロナウイルスの感染症法上の取扱いについて、令和5年5月8日より2類相当から5類へ移行され、5類移行後の受診相談センター業務については、令和5年3月17日付けで厚生労働省から示された「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」の方針を踏まえ、通常の医療提供体制への移行期間（以下、「移行期間」という。）と位置付けられている令和5年9月30日まで、市民からの受診相談や医療相談、医療機関からの入院調整の支援依頼等に対応している。

今後の受診相談センターの運営について、全国的に見ても、大阪府・市においても感染者数は微増傾向であることなどから、厚生労働省が示す今後の方針はコロナ対策を継続すると想定の上、新型コロナ受診相談センターを10月以降も引き続き運営していく方針を8月28日に決定したところ、9月15日に厚生労働省からの通知にて令和5年10月以降のコールセンターの取扱いについて示された内容が、「10月から来年3月までを新たな移行期間とする。」「地方自治体の受診相談機能は継続する。」と想定どおりであることから、8月28日に方針決定したとおり、新型コロナ受診相談センターを令和5年10月から令和6年3月末まで引き続き運営していくこととする。

今後の受診相談センター業務の円滑な運営には、新型コロナウイルス感染症に特化した知識、経験を有する医師・看護師等の専門職を確保する必要があるが、10月1日までに契約を締結するために、入札を実施する期間がない。

現在契約を締結している上記契約相手方は、医師及び看護師の必要人数を確実に派遣することが可能であり、市民サービスを低下させることなく業務の円滑な運営を担保できることが認められるため、随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

### 5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課（電話番号 06-6647-1008）